

お知らせ端末貸与申込書

阿蘇市長 様

阿蘇市光ネットワーク施設条例施行規則第5条第1項に基づき、下記事項に承諾し、申し込みます。  
 なお、阿蘇市光ネットワーク施設条例の規定に基づく、経費の負担を了承します。

フリガナ			区分
申請者氏名 (世帯主又は事業所及び代表者名)		㊟	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 事業所 <input type="checkbox"/> 住民票がない
住所	阿蘇市		
設置場所	(上記と異なる場合のみ記入してください。) 阿蘇市		
インターネット光への加入の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	※お知らせ端末接続のONUとインターネット光接続のONUは同一になります。	
連絡先	電話番号	— 連絡の取れる時間帯 ( : 頃)	
	携帯番号		
お知らせ端末の電話番号(注1)	<input type="checkbox"/> 固定電話と同じ番号でよい <input type="checkbox"/> 新たな番号を希望する		
家の管理者及び所有者名(注2)	賃貸アパート等、申請者と建物所有者が異なる場合のみご記入ください。 氏名 電話		
貸与料金(一般以外)引落し金融機関(注3)	<input type="checkbox"/> 肥後銀行 <input type="checkbox"/> 熊本銀行 <input type="checkbox"/> 郵便局(ゆうちょ銀行) <input type="checkbox"/> JA <input type="checkbox"/> 熊本県信用組合		

記

遵守事項

- ONU及び告知放送端末の電気代は、私が負担します。
- 宅内工事以降の整備は、私が整備し、整備後の管理も行います。
- 敷地上空を占有する阿蘇市の光ケーブルについて、占用料は不要とします。
- 自己都合による設備の移転及び解約に伴う工事費用は、私が負担します。
- 指定工事者が工事や保守のため、私の敷地内に無断で入ることを承諾します。ただし、敷地内に入る場合は、身分証を常に携帯し、提示するものとします。

以上

注1) お知らせ端末の電話番号は現在の固定電話と同じ番号になりますが、固定電話が無い場合、又は、別の電話番号が必要な場合は、新たな電話番号を設定します。

注2) 賃貸アパート等、申請者と建物所有者が異なる場合は、所有者又は管理者の設置工事承諾書(様式第3号)を別途ご提出ください。

注3) 事業所及び住民票のない方は有償(月々1,000円)での貸与となります。